

宜野湾市監査委員告示第 3 号

地方自治法第199条第4項の規定により定期監査の結果について、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

平成23年 7月20日

宜野湾市監査委員
米 須 厚
上 地 安 之

1. 監査の期間

平成23年6月1日から平成23年7月15日まで

2. 監査の対象

水道局

総務課

業務課

施設課

3. 監査の範囲

平成22年度財務に関する事務の執行

- ・平成22年度の契約関係文書
- ・その他

4. 監査の結果について

今回の定期監査については、契約事務を重点に実施した。一連の事務については概ね適正に執行されているが、次のような不備があったので改善していただきたい。

共通事項

1．契約書の契約保証金免除の表示について

契約保証金条項のただし書きの文言で「契約金額の100分の10に相当する金額を、違約金として甲に支払わなければならない。」若しくは、「・・・甲の定める額」等としているが、市水道事業契約事務規程第27条の契約保証金条項に基づき「契約金額の100分の10以上に相当する金額を、甲に支払わなければならない。」とするべきである。

2．契約保証金免除の理由について

契約保証金の適用条項を市水道事業契約事務規程第27条第2項第8号により免除しているが、その根拠の記載がなされていないのは不適切である。

3．文書の整理について

予定価格設定等の起案用紙とその関連文書が別々につづられているが、市水道局文書取扱規程第29条第1項第3号に則りファイリングするべきである。

4．見積書の徴取について

見積結果報告書の見積記載金額が消費税込みの額で記載されている場合が見受けられるが、見積業者は、課税事業者、免税事業者があり消費税抜きの見積り金額での比較が望ましい。

総務課

1．水道局庁舎清掃業務委託契約書について

契約書の収入印紙が、業務委託契約金額200万円以下であるにもかかわらず、2000円が貼付されている。印紙税法に則り正当な金額を貼付すべきである。また、収入印紙の貼付場所については、契約書の冒頭に貼付し適正に処理するよう努めてもらいたい。

2．予定価格の設定に係る積算根拠について

予定価格の設定は、市水道事業契約事務規程第6条第2項の規定によりその根拠を明確にするべきであるが、契約の相手方からの見積りのみを根拠に予定価格を設定し、予定価格設定金額と契約金額が同額となっている事案が複数件ある。「当初予算要求書」のまま、あるいは「積算根拠が示されない」

で予定価格を設定しているのは不適切である。市場価格等は変動しているのが通例であり、実際の契約の執行にあたっての予定価格は、その時点の複数業者の見積り等による市場調査に基づき取引の実例価格等を考慮して定めるべきである。

3. 平成22年度量水器改造修理単価契約について

予定価格1千万円を超える入札契約であるが、単価契約で契約書に具体的な契約金額の表示がないということで200円の収入印紙が貼付されていると思われる。その契約にいたる関係文書、過去の実績や当事者間において契約金額を明らかにすることができるのであればその金額がその契約文書の記載金額となるので適正な収入印紙を貼付するべきである。

業務課

共通事項のみ

施設課

1. 随意契約に係る適用条項について

次の契約については、随意契約の緊急を理由にしながら、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第1号別表第1の6号の規定を適用し、1者からの見積りとなっている。緊急の必要による随意契約の適用条項は、同条第1項第5号を適用するべきである。

- (1) 既設計装設備電源修繕工事
- (2) 既設計装設備電源修繕工事(その2)

2. 平成22年度電気計装設備保守点検及び遠方監視業務委託について

契約金額が、50万円を超える業務委託の場合は、市水道事業契約事務規程第35条に則り検収調書を作成し履行確認するべきである。

3. 給配水管維持管理業務について

- (1) 予定価格調書の入札書比較価格(税抜)の欄に「別紙、修理単価表のとおり」と記載されているが、別紙修理単価表の添付がない。
- (2) 請求書に交通誘導員の金額が含まれているが、契約書に記載がなく契約外の支給は不適切である。